

第 28 号議案

豊後大野市体育施設条例の一部改正について

豊後大野市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

公共施設の見直しに伴い、体育施設の一部を廃止したいので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市体育施設条例の一部を改正する条例

豊後大野市体育施設条例（平成 17 年豊後大野市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 緒方体育館の項、緒方米山体育館の項及び犬飼テニスコートの項を削る。

別表第 2 三重総合グラウンドの部三重弓道場の項及び三重馬術場の項を削り、同表緒方米山グラウンドの部多目的グラウンド照明施設の項を削り、同表緒方体育館の項、緒方米山体育館の項及び犬飼テニスコートの項を削る。

別表第 3(1)の表三重総合グラウンドの部三重弓道場の項及び三重馬術場の項を削り、別表第 3(3)の表緒方米山グラウンドの項を次のように改める。

緒方米山グラウンド	1 時間	全面	110 円	320 円
-----------	------	----	-------	-------

別表第 3(3)の表緒方体育館の項及び緒方米山体育館の項を削り、別表第 3(7)の表犬飼テニスコートの項を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 改正後の別表第 3 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用の許可に係る使用料から適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

#### （豊後大野市都市公園条例の一部改正）

- 3 豊後大野市都市公園条例（平成 17 年豊後大野市条例第 223 号）の一部を次のように改正する。

別表大原総合公園の項中「、弓道場、馬術場」を削る。